

(別紙第6)

同意書

1 私は、本人()の()です。

2 私は、千葉家庭裁判所 支部に申立中の後見(保佐・補助)開始事件について、次のことに同意します。(該当する事項に☑をつけ、必要事項を記入してください。)

① 本人()について、後見(保佐・補助)開始の審判をすること。

② 本人の成年後見人(保佐人・補助人)に、後見人(保佐人・補助人)候補者()がなること。

平成 年 月 日

氏名： 印

(〒 -)
住所：

連絡先(電話番号)：

「同意書の記載方法」

第1項 本人の名前と本人との身分関係（父母，兄弟姉妹，伯父伯母など）

第2項 ①に本人の名前，②に後見人（保佐人・補助人）候補者の名前を記入してください。

末尾 記入年月日，署名と押印，住所，連絡先をお書きください。
なお，平日昼間に連絡のとれる連絡先もご記入ください。

【記載例】

ご本人のお兄さんである市川一郎さんが，ご本人房総花子さんの，後見人（保佐人・補助人）として千葉太郎さんが適当と思われる場合は，以下のようにご記載ください。

- 1 私は，本人（ 房総花子 ）の（ 兄 ）です。
- 2 私は，千葉家庭裁判所 支部に申立中の後見（保佐・補助）開始事件について，次のことに同意します。（該当する事項に☑をつけ，必要事項を記入してください。）
 - ☑ ① 本人（ 房総花子 ）について，後見（保佐・補助）開始の審判をすること。
 - ☑ ② 本人の成年後見人（保佐人・補助人）に，後見人（保佐人・補助人）候補者（ 千葉太郎 ）がなること。

平成17年 月 ××日

氏名：市川一郎

（〒 -xxxx）

住所：千葉市中央区中央4 - 11 - 27

連絡先（電話番号）：xx - （自宅）

xxxx （携帯・昼間の連絡先）

同意されていない場合は，同意書の提出は不要です。

申立人，後見人候補者の方は，親族であっても同意書の提出は不要です。

もしこの同意書についてご不明の点などございましたら，下記の連絡先にお問い合わせください。

千葉家庭裁判所 043 - 222 - 0165（内線 6480）

親族の同意書について

成年後見等事件については、申立て内容についての意見や、後見人（保佐人・補助人）として誰が適当かということについてご本人のご親族の意見を参考にして、家庭裁判所で後見人（保佐人・補助人）を選任します。

そこで、ご親族の皆様にも異論がなく、本件手続に賛成の場合は、申立時にご親族の同意書をご準備いただきますと、家庭裁判所の手続が比較的速やかに進行します。

ご確認いただくご親族の範囲は、もしご本人が亡くなった場合に、相続人となられる方々です。例えば、ご本人に配偶者とお子さんがいらっしゃる場合は、配偶者とお子さんたち全員です。お子さんがなく、配偶者及びご両親がいらっしゃる場合は、配偶者とご両親です。お子さんもご両親もなく、配偶者とご兄弟がいらっしゃる場合は、配偶者とご兄弟がその範囲となります。

ただし、上記の範囲のご親族であっても、ご高齢のため同意書をもらうのが困難であるとか、これまでのいきさつから同意を得ることが難しいなど、同意書のご提出が難しいご事情がある場合には、申立時にご提出いただく必要はありません。